

## 2024年度 岩美町農業再生協議会水田収益力強化ビジョン

### 1 地域の作物作付の現状、地域が抱える課題

岩美町の水田農業は、標高0mから350mの標高差の中、720haの水田で展開されている。

そのうち水稻栽培は約497ha(但し、内5haは備蓄米の取組としてカウント)で、早生品種の「コシヒカリ」が173ha(35%)、鳥取県育成品種「星空舞」は113ha(23%)で昨年の101ha(20%)から昨年対比112%増と4年連続で作付けを増やし、コシヒカリに次ぐ主力品種になった。それに替わり「ひとめぼれ」が62ha(13%)で更に作付けを減らした。また、夏の高温等気象の影響を受けにくく品質、食味の良い中生品種「きぬむすめ」の作付面積が97ha(19%)でほぼ、横ばいであった。これらの主力4品種で、水稻作付面積の90%を占めている。その他、酒造業者との連携による醸造好適米(16ha)の栽培や、特別栽培米等(減農薬・減化学肥料栽培、)(58ha)等の環境負荷の少ない栽培への取組も推進している。

主食用米以外の作物では、戦略作物である飼料用米(35ha)、WCS用稻(27ha)、大豆(10ha)やそば(12ha)の作付面積が多く、政府備蓄米(5ha)は農業者団体としての取組があり、当協議会へは面積換算で5ha分が取組面積として割り当てられた。また、水稻(酒米)の取組だが、転作作物としてカウントされる新市場開拓用米(1ha)も新たな取組として加わった。収益性の高い作物として、白ねぎ(3ha)も作付けされている。(数値は令和5年度)

地域が抱える問題として、農業従事者の高齢化、後継者不足が挙げられ、ほ場条件の良くない中山間地域だけでなく、比較的条件の良い平坦地でも担い手や後継者の確保が急務である。担い手の育成にあたっては、取組面積の拡大、生産性向上やコスト削減等を支援するため、農地中間管理事業の活用等により農地集積や分散錯園の解消を推進していくことや、地域ぐるみでの農地周りの水路や農道などの付帯施設の維持、管理が必要であり、その解決のために地域や集落で農地の話し合いを重ね、人・農地プランが作成され、地域計画へと引き継がれる予定であるが、営農継続に向けた協力体制の構築など、課題も多く、今後も継続して検討していく必要がある。特に近年、鳥獣被害が町内全域に及び、その対策も大きな課題となっている。

また水田の多くは湿田であるため、畑作物の作付が進んでおらず、今後も、非主食用米等、湿田でも安定的に栽培できる品目を中心に協議検討を重ね、推進していくことが必要である。

### 2 高収益作物の導入や転換作物等の付加価値の向上等による収益力強化に向けた産地としての取組方針・目標

町内の水田は湿田が多く、水稻以外の作物を栽培する圃場条件は、好適とは言い難い。しかし、今後も主食用米の需要は減少していくことから、水田農業経営を維持していくためには、高収益作物への転換を図っていく必要がある。引き続き、産地交付金を活用しながら、当協議会を中心に、各地区生産者の代表や、関係機関、生産者団体等と連携、協力し、地域の実情を把握し、既存の取組に対しては、収量増加や、品質向上による収益性の確保、新たな取組に対しては地域に適した品目等を検討し、直売所や給食食材の供給等、地産地消の取組を推進していく。また、県全域で推進している品目についても、高品質で安定した供給ができるよう、県、生産者団体等の協力のもと、栽培技術の向上、普及を図っていく。

### 3 畑地化を含めた水田の有効利用に向けた産地としての取組方針・目標

町内の水田は湿田が多く、水稻以外の作物を栽培するには水系単位での水管理が欠かせない。しかし、近年は転作作物として飼料用米等の新規需要米が多く栽培されるようになり、ブロックローテーションによる水系単位での水量調整等が行われなくなっている。今後も米の需給調整による、転作は

増加すると予想され、転換作物を安定生産していくためには、畑地化を推進していく必要がある。各地区での実情を把握し、取組計画者だけではなく、地権者、近隣の農業者との話し合いを重ね、計画的な集積、集約化を関係機関・生産者団体等がも連携して調整、推進していく必要がある。

## 4 作物ごとの取組方針等

### (1) 主食用米

○米の需給バランスは引き締まってきたが米価は依然として低迷したまま回復には至っていない。また、近年の肥料、農薬等の資材高騰、高温障害による品質低下により、経営環境は厳しい状況にある。そのため徹底した生産管理による作柄向上と販売強化により、主要農産物と位置付ける主食用米の安定した生産体制を維持し、生産者の所得の向上、維持を図る。

夏の高温等気象の影響を受けにくく、玄米等級が優れ、コシヒカリ並以上の良食味で耐倒伏性が高く、いもち病にも抵抗性を持つ、鳥取県育成品種「星空舞」の作付拡大を推進する。ひとめぼれ・コシヒカリときぬむすめとの間熟期で作期分散が可能となり、長期に渡る適期収穫による高品質な米の供給が期待される。

○有機JAS認定や鳥取県特別栽培農産物認証、JA特栽等の付加価値をつけた米づくりを推進する。これらについては、地元直売所や給食に加え、地元観光協会、ふるさと納税の記念品としても需要は増大しており、今後も更に流通・販売ルートを確保し、販売拡大、地産地消の取組を推進していく。

○トレーサビリティ（生産履歴追跡システム）の取組による安全・安心な米を供給する。

### (2) 備蓄米

○「きぬむすめ」等の安定した品質・収量が見込める品種により、安定的な収量確保と水田の保全管理を向上させる。

### (3) 非主食用米

○町内水田の多くは湿田であり、畑作物の作付拡大は困難な状況にある。また、人口減少による主食用米需要量の減少傾向は、今後も続くと予想されることから、非主食用米を転作作物の中心的作物として位置付け、増反・増産の取組を推進する。

### ア 飼料用米

○複数年の契約栽培により安定的な供給先を確保し、多収品種の導入及び担い手への集積を支援し規模拡大を図る。供給先としては県内、県外を含めた販売ルートが開拓されており、水田における作付転換を進める。

○団地化により作業効率を改善し、コスト削減や、取組面積の拡大により収益性の向上を図る。

○砂壌土地帯を中心に蔓延しつつあるごま葉枯病対策として、土壌改良剤施用による土づくりを推進する。また、近年のウンカやカメムシ発生による減収対策として、効果的な防除剤の導入を推進し、安定的な収量、及び品質確保を図る。

○堆肥散布による土づくりを推進することで、圃場の保水力、保肥力を向上させ、健全な生育を促進することによる安定的な品質確保、収量の増大を図る。また、化学肥料の施用量の低減、使用農薬の節減を図る等、環境に配慮した生産の取組を推進する。

### イ WCS用稻

○自給飼料確保と耕種農家の水田の有効活用を図るため、耕畜連携による資源循環の取組を推進することにより、堆肥散布による炭素貯留効果、化学肥料低減効果も期待できる。

○輸入飼料価格の高騰に対応し、耐倒伏性が高く収量が確保できる品種の作付推進と適期栽培、肥培管理の徹底により、現在確立されている販売先への安定供給を図るため、団地化による低コスト生産や生産性向上の取組を推進する。

### ウ 新市場開拓用米

- 海外市場を有する実需者との販売契約を締結することにより、国内の米の需給調整に寄与とともに、販路の確保により、安定した生産に取組むことが可能となる。
- 生産者が、低コスト生産等の技術導入に取組むことにより、効率的な肥料、農薬の削減による環境に配慮した生産、先進的な機器の導入による生産性向上が期待される。

#### (4) 麦、大豆

##### ア 麦

- 町内で生産されている食物纖維の豊富なモチ性の大麦は腸内環境を整えるスーパー食材として、健康や食生活に関心の高い消費者を中心に岩美道の駅の直売所等で人気がある。団地化による低コスト生産や生産性の向上を図り、作付面積の維持・拡大を推進する。

##### イ 大豆

- 転作作物として水田の効率的な利用が可能な土地利用型作物の重要な品目であるが、天候により毎年の収量、品質が不安定になりやすく、生産者数の増加や作付面積の拡大に繋がっていない。今後もブロックローテーションや積極的な担い手への集積等による団地での取組を推進し、低コスト生産、生産性の向上や適正な肥培管理及び排水対策により安定的な収量、品質の確保を図り、作付面積、生産者数の維持・拡大に努める。
- 堆肥散布による土づくりを推進することで、圃場の保水力、保肥力を向上させ、健全な生育を促進することによる安定的な品質確保、収量の増大を図る。また、化学肥料の施用量の低減、使用農薬の節減を図る等、環境に配慮した生産の取組を推進する。

#### (5) そば

- 町の振興作物として位置付け、町全体が一体となって生産拡大、品質向上に努め、産地化の取組を推進する。
- 生育初期時の排水対策を徹底して、安定的な収量及び品質の確保を図り、産地化の取組を推進することにより、収益性の向上を図る。
- 耕作放棄地の発生防止や解消に向けて取組のできる有用な品目であり、また水田の効率的な利用が可能な土地利用型作物の重要な品目であるが、生育初期の湿害や収穫時期の霜に極めて弱く、毎年の天候により収量、品質が不安定になりやすい。生育初期の排水対策の徹底、防草対策のための適期耕耘、初霜に遭わないよう適期播種等栽培管理を徹底し、安定的な収量及び品質の確保を図り産地化の取組を推進し、作付面積の拡大を図る。
- 8月初旬の播種と他の品目と作期がずれることにより、初期成育時に鹿の食害に遭いやすい。獣害対策を徹底することにより、安定的な収量及び品質の確保を図り産地化の取組を推進し、作付面積の拡大を図る。
- 圃場の団地化により作業効率を改善し、コスト削減や、余剰時間を取組面積の拡大に流用することにより収益性の向上を図る。放棄地の発生防止や解消に向けて取組のできる有用な品目であり、また水田の効率的な利用が可能な土地利用型作物の重要な品目であるが、生育初期の湿

#### (6) 高収益作物（園芸作物等）

##### ア 白ねぎ

- 町の重点振興作物として位置付け推進する。白ねぎについては、鳥取県東部一円の関係機関、農業者団体が一体となって作付推進しており、本協議会においても生産者の確保や取組面積の拡大等に努め、鳥取のブランド品目として産地化の取組を推進する。
- 排水対策を徹底して、安定的な収量及び品質の確保を図り、産地化の取組を推進することにより、収益性の向上を図る。
- 堆肥散布による土づくりを推進することで、圃場の保水力、保肥力を向上させ、健全な生育を促進することによる安定的な品質確保、収量の増大を図る。また、化学肥料の施用量の低減、使用農薬の節減を図る等、環境に配慮した生産の取組を推進する。

#### **イ 直売所販売一般作物**

- 道の駅「きなんせ岩美」内の農産物直売所の販売拡大、地産地消を推進するため、「少量多品目栽培」の参画農家拡大に向けた生産体制づくりに努める。また、農業者団体でも推進している小型パイプハウスリース事業等を活用した作物づくりを推進し、年間をとおした農業所得の確保に努める。
- 作付推進に当たっては、退職者等を対象とした栽培研修会を開催する等、営農指導の強化を図る。
- 排水対策を徹底して、安定的な収量及び品質の確保を図り、産地化の取組を推進することにより、収益性の向上を図る。
- 堆肥散布による土づくりを推進することで、圃場の保水力、保肥力を向上させ、健全な生育を促進することによる安定的な品質確保、収量の増大を図る。また、化学肥料の施用量の低減、使用農薬の節減を図る等、環境に配慮した生産の取組を推進する。

### **5 作物ごとの作付予定面積等 ~ 8 産地交付金の活用方法の明細**

別紙のとおり

※ 農業再生協議会の構成員一覧（会員名簿）を添付してください。

## 5 作物ごとの作付予定面積等

(単位:ha)

作物等	前年度作付面積等	当年度の作付予定面積等		令和8年度の作付目標面積等	
		うち二毛作	うち二毛作	うち二毛作	うち二毛作
主食用米	492.42		495.72		480.00
備蓄米	4.90		4.20		4.20
飼料用米	35.27		29.31		30.00
WCS用稻	27.02		26.91		27.00
新市場開拓用米	1.08		5.53		5.60
麦	0.14	0.00	0.19	0.00	0.20
大豆	9.58		9.07		10.00
そば	11.94		11.95		13.00
高収益作物	12.49		13.36		16.94
・野菜	12.28		12.97		16.34
・白ねぎ	2.92		3.52		4.00
・アスパラガス	0.37		0.38		0.50
・ブロッコリー	0.25		0.21		0.40
・マコモタケ	0.47		0.96		1.00
・いちご	0.10		0.10		0.20
・枝豆	0.15		0.08		0.20
・かぼちゃ	0.79		0.80		1.00
・かんしょ	0.28		0.25		0.30
・キャベツ	0.52		0.44		0.50
・きゅうり	0.27		0.24		0.30
・こんにゃく	0.14		0.11		0.20
・さといも	0.62		0.61		0.70
・さやいんげん	0.22		0.19		0.20
・しょうが	0.00		0.01		0.02
・すいか	0.29		0.07		0.30
・そら豆	0.06		0.07		0.10
・だいこん	0.29		0.53		0.70
・たまねぎ	0.92		0.95		1.00
・とうがらし	0.20		0.19		0.20
・とまと	0.37		0.31		0.50
・なす	0.23		0.24		0.40
・にんじん	0.11		0.13		0.20
・にんにく	0.13		0.16		0.20
・ねぎ	0.06		0.06		0.10
・はくさい	0.19		0.18		0.30
・パプリカ	0.11		0.11		0.15
・ばれいしょ	0.84		0.81		1.00
・ピーマン	0.12		0.10		0.15
・ほうれんそう	0.17		0.15		0.30
・未成熟とうもろこし	0.96		0.95		1.00
・メロン	0.03		0.04		0.10
・やまのいも	0.00		0.01		0.02
・レタス	0.10		0.01		0.10
・花き・花木	0.21		0.39		0.60
・きく	0.02		0.20		0.30
・てっぽうユリ	0.04		0.04		0.10
・花壇苗	0.15		0.15		0.20
その他	0.72		1.23		1.40
・小豆	0.72		1.23		1.40
畑地化					

## 6 課題解決に向けた取組及び目標

整理番号	対象作物	使途名	目標	前年度（実績）	目標値
				(2023年度)	(2026年度)
1	白ねぎ	振興作物①助成	作付面積	(2023年度) 2.89ha	(2026年度) 4.50ha
2	白ねぎ	振興作物①生産拡大助成	作付面積	(2023年度) 0.1ha	(2026年度) 0.70ha
3	そば	振興作物②助成	取組面積	(2023年度) 11.64ha	(2026年度) 13.00ha
4	直売所販売一般作物 (R6产地交付金一覧参照)	直売所販売一般作物助成	作付面積	(2023年度) 4.75ha	(2026年度) 8.00ha
5	大豆、そば、麦(基幹作)	生産性向上 排水対策加算	取組面積 (実施割合)	(2023年度) 19.803ha 95.3%	(2026年度) 21.00ha 98%
6	大豆、そば、飼料用米、WCS用稻	団地化取組加算	取組面積 (実施割合)	(2023年度) 65.171ha 83.7%	(2026年度) 67.00ha 90%
7	飼料用米	飼料用米 低収改善加算	取組面積 (実施割合)	(2023年度) 21.525ha 70.9%	(2026年度) 23.00ha 75%
8	飼料用米	飼料用米 減収予防加算	取組面積 (実施割合)	(2023年度) 21.444ha 70.7%	(2026年度) 23.00ha 75%

※ 必要に応じて、面積に加え、取組によって得られるコスト低減効果等についても目標設定してください。

※ 目標期間は3年以内としてください。

## 7 産地交付金の活用方法の概要

都道府県名:鳥取県

協議会名:岩美町農業再生協議会

新様式(公表用)

整理番号	使途 ※1	作期等 ※2	単価 (円 /10a)	対象作物 ※3	取組要件等 ※4
1	振興作物①助成	1	17,000	白ねぎ	作付面積に応じて支援
2	振興作物①生産拡大助成	1	7,000	白ねぎ	新規増加面積のみ対象
3	振興作物②助成	1	19,000	そば	作付面積に応じて支援 2回以上の耕耘 栽培日誌の提出
4	直売所販売一般作物助成	1	9,000	別紙のとおり	作付面積に応じて支援 岩美道の駅直売所販売に限定(他の直売所は対象外) 1品目を1区画20m <sup>2</sup> 以上作付 対象品目の作付面積合計が1a以上
5	生産性向上 排水対策加算	1	1,000	大豆 そば 麦(基幹作)	額縁明渠、排水溝の設置 他
6	団地化取組加算	1	1,000	大豆 そば WCS用稻 飼料用米	品目毎での2筆以上の団地化 (但し、新規需要米は一括りとする)
7	飼料用米低収改善加算	1	3,000	飼料用米	鉄 ケイ酸資材を含む改良材の規定以上の散布
8	飼料用米減収予防加算	1	1,000	飼料用米	ウンカ・カメムシ適用農薬の規定量の持続的散布

※1 二毛作及び耕畜連携を対象とする使途は、他の設定と分けて記入し、二毛作の場合は使途の名称に「〇〇〇(二毛作)」、耕畜連携の場合は使途の名称に「〇〇〇(耕畜連携)」と記入してください。

ただし、二毛作及び耕畜連携の支援の範囲は任意に設定することができるものとします。

なお、耕畜連携で二毛作も対象とする場合は、他の設定と分けて記入し、使途の名称に「〇〇〇(耕畜連携・二毛作)」と記入してください。

※2 「作期等」は、基幹作を対象とする使途は「1」、二毛作を対象とする使途は「2」、耕畜連携で基幹作を対象とする使途は「3」、耕畜連携で二毛作を対象とする使途は「4」と記入してください。

※3 産地交付金の活用方法の明細(個票)の対象作物を記載して下さい。対象作物が複数ある場合には別紙を付すことも可能です。

※4 産地交付金の活用方法の明細(個票)の具体的要件のうち取組要件等を記載してください。取組要件が複数ある場合には、代表的な取組のみの記載でも構いません。